

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年5月13日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第30号 新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とする。

平成 年 月 日確認

協議第31号 慣行の取扱いについて

- (1) 市民憲章については、新市において協議し制定する。
- (2) 新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。
- (3) 名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。
- (4) その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。

平成 年 月 日確認

協議第32号 社会教育関係の取扱いについて

- (1) 生涯学習講座については、住民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。
- (2) 生涯学習活動の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。
- (3) 社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については、合併までに調整する。
- (4) 公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については合併までに検討する。

- (5) 合併後、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。
- (6) 社会体育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。
- (7) 成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。
- (8) 合併後、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。
- (9) 各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。
- (10) 各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も開放するものとし、使用料等については合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年5月13日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

使用料・手数料等の取扱いについて

- (1) 使用料は可能な限り統一に努める。
- (2) 手数料は合併時に統一する。

建設関係事業の取扱いについて

- (1) 町村道の改良整備計画については、新市において調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。4町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。
- (2) 町村道の認定と廃止の基準については、新市において調整する。町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 町村河川の改良整備計画については、新市において調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
- (4) 町村河川の認定と廃止については、河川法の規定による。河川については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
- (5) 公営住宅の建設計画については、新市において調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引継ぐものとする。
- (6) 公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。

ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

- (1) ごみ収集回数及び収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐ。